

樹林バンク制度を実施するにあたっての検討（審議）事項

（登録対象者の条件）

「樹林地所有者」

- 1 樹林地とはどのようなものまでですか。
- 2 樹林保全活動グループの借り受け期間を設けるか（例：1・3・5年）。
- 3 樹林地の面積要件を設けるか。

「樹林保全活動グループ」

- 1 グループの活動拠点が生駒市内にある、又は代表者が生駒市内に住所があるグループと限定するか。
- 2 目的に即した樹林保全活動を行うグループでという表現でよいか。
- 3 組織として規約等で定めのあるグループでなければならないか。
- 4 活動の目的や内容が非営利であるグループでなければならないか。
- 5 5名以上の構成員がいるグループでなければならないか。
- 6 1年以上、市有地での樹林保全活動の実績があるグループでよいか。
- 7 市有地での樹林保全活動実績が1年以上であるグループからの推薦があるグループでも対象とするか。
- 8 市有地以外で活動しているグループの扱いをどうするのか。

（登録の手続き）

- 1 登録の時期はいつにするか。